

令和7年度事業計画書

令和7年3月

公益財団法人 自転車駐車場整備センター

令和7年度事業計画書

令和3年度から5年度までを計画期間とする「中期経営計画」は、新型コロナウイルス感染症流行による当センター経営への打撃からの回復を目指し、各般の経営改善策の成果により、収支相償の目標は令和4年度までに達成された。今後、これまでのいわば「危機対応」の期間を脱し、将来に向けた投資を適切に行うため、「中期経営計画（2024-26）」を策定し、令和6年度から令和8年度までの計画期間を集中投資・取組期間と位置づけ、「ITスタンダード化」及び「経営資源を「賢く使い」、成果を「賢く得る」ということを基本に据える。

これらを踏まえ、令和7年度は、中期経営計画の中間年度として、計画目標の確実な達成のため、CYPs（後述）の展開を中心とするITスタンダード化に関する投資、管理員の人材難となる時代を見据えた管理方法の実現に向けた取組、適正な料金体系の設定等の取組を強化することとする。

具体的には、令和7年度は、次のような取組を積極的に行うこととする。

1. 使いやすい駐輪場づくりに向けた車室拡大、IT化、料金見直し等きめ細かい総合的な取組の推進

(1) 利用者の新たなニーズへの対応

- ① 最近の利用実態の変化（在宅勤務の定着等に伴う定期利用から一時利用への

シフト)や自治体の駐輪施策における来街者重視の動きを踏まえ、定期利用駐輪定数の一時利用への振替とその利用の促進を的確に進めるとともに、一時利用を重視した施設等の改良(視認性にすぐれたサインや案内標識、webを活用した満空案内等)を重点的に行う。

- ② 需要が増加している大型車優先の駐車スペース拡充、いわゆる新原付などの制度見直しに的確に対応したバイクの受入れ促進、電動キックボードの受入れなど、きめ細かい駐輪場サービスの提供を機動的に行う。
- ③ 駐輪場周辺の塾、医療機関など、施設利用者の駐輪需要のある法人への対応とともに、空き区画を事業者の負担でシェアサイクルポートとして活用するなど、新たな需要を積極的に受け入れる。

以上の取組等により、自治体の理解を得ながら定数見直しを進める。

(2) ITスタンダード化の推進

- ① web上で定期利用の申込から支払まで行う利用者サービスであるCYPS(サイプス:Cycle Park web Service)更新版(CYPS2.0)の駐輪場への積極的展開を図る。
- ② 管理会社の協力の下、新設した統括管理室がCYPSを中心とした現場管理の司令塔の役割を果たすとともに、CYPSの利用方法などの案内を適切に行うためCYPSコールセンターの運用を開始する。駐輪場のDX化をさらに進めるため、増強したITチームを中心に、システム開発のスピードアップとともに個人情報漏洩対策などの質的向上等を図る。
- ③ CYPSの導入及びキャッシュレス化を推進するため、電磁ロックやゲートの設置等の投資を適切に行う。

- ④ 現金取扱いについては、新紙幣への対応を適切に行うとともに、現金取扱いの縮小・集約を進める。
- ⑤ 既存の内部システムについて、業務の効率化・高度化を図るために、基幹システムを統合・再構築する。
- ⑥ ITスタンダード化等に伴い新たに顕在化する様々なリスクについて、適切に管理する。

以上の取組を総合的に実施することにより、その成果を安全安心で使いやすい駐輪場づくりに生かすとともに、今後、予測される管理員の人材難となる事態に対応できるよう準備する。

(3) 適正な料金体系

駐輪場の利用料金の設定は、CYPSの導入や機械化による利便性の向上、修繕による美装化、防犯カメラの設置による安全性の確保等、利用者の受益の増進に合わせ、人件費の上昇をはじめ、物価や周辺の料金の動向等の外的要因も踏まえて行うものとし、それら料金設定の状況を利用者及び自治体の理解が得られるよう、分かりやすく発信する。

2. 駐輪場の建設・改修、修繕事業の推進

- ① 令和7年度の新規建設規模は、需要調査、関係自治体の要望等を踏まえ、別表1のとおり約1,587台を計画する。
- ② 引き続き駐輪需要の旺盛なエリアで新規駐輪場建設プロジェクトを開拓するとともに、建設・管理運営から次の大規模改修まで駐輪場の投資サイクルをトータルにサポートする当センターの強みを生かして、既存施設の管理期

限延長や新規受託等に取り組む。

- ③ 自治体所有の施設の老朽化や機械化・IT化の遅れなど、様々な課題に対応するため、CYPs を活用した管理の受託、自治体所有の施設の改良事業等を行う R0 方式、指定管理期間中に大規模改修の計画立案を行う方式等、多様な整備手法を提供する。
- ④ 令和 7 年度の修繕事業は、約 6 億円を予算化し、緊急性などの優先度を考慮し着実、かつ効果的に実施する。

3. 質の高い駐輪場管理の確保・継続

- ① 令和 7 年度当初時点で管理運営を行う駐輪場は、別表 2 のとおり、当センターで設置し管理運営する駐輪場が 673 箇所約 39 万 4 千台、指定管理者としての指定等により地方公共団体から管理を受託した駐輪場が 79 箇所約 5 万台の合計 752 箇所約 44 万 5 千台となる。
- ② 引き続き、小まめな節電、接客上の配慮、個人情報や現金の確実な取扱い、景観の整備等、管理会社と一体となって、管理品質の向上に努める。
- ③ 利用環境の改善や利用の促進、費用の節減等、後年度にも収支改善効果があると見込まれる支出項目については、コスト縮減に留意しつつ、単年度の収支相償の枠には必ずしもとらわれず、積極的に取り組む。
- ④ 駐輪場管理員の高齢化や、人手不足の中、求人が困難となっているエリアがあること、今後の雇用市場の動向も念頭に、管理会社に対し、女性の活用やそのための環境整備を促す。

4. 積極的な調査研究及び情報・ノウハウの提供

- ① 近年、当センターにおいて、単体の駐輪場を超え、地域内の駐輪場の包括的・一体的な運営の改善と利用環境の向上を図るプロジェクトの経験が蓄積してきていることを踏まえ、こうした事例の分析やまちづくり等の観点からの知見を一層高める。
- ② 駐輪場管理への IT 技術活用策の提案・開発を進め、当センターに相談を寄せた自治体の課題に応じた的確な提供を行うとともに、これらを通じたコンサルティング機能の充実を目指す。その際、需要密度の低いエリアにおける中小規模・低コストの駐輪場運営モデルを重視する。
- ③ 近年関心の高まっている自転車、原動機付自転車と自動二輪の中間に位置する電動パーソナルモビリティの総合的な利活用、駐輪場利用に関わる機器や管理システムへの新しい技術の活用等について調査研究を進めるとともに、成果の情報発信に努める。
- ④ 休止していた引き取り手のない撤去自転車の海外への無償供与については、近年の放置自転車（供与していた軽快車タイプ）の収集可能台数の大幅減少を踏まえ、廃止する。

5. 広報活動への取組

- ① 積極的かつ戦略的な広報の観点から、当センターの社会的役割を明確にするために、イメージコンテンツを充実させ、展示イベント、ホームページ、雑誌等を通じて自治体を始めとした各方面に発信する。
- ② 駐輪場表示等における「CYCLE PARK」商標登録マークへの統一を進めるとともに、当地のキャラクターとのコラボレーション等による認知度、親し

みやすさの向上を図り、ブランドの確立を図る。

別表1

令和7年度自転車等駐車場整備計画

構造区分	設置台数	事業費(税抜)
平 面 式	約 381台	約 73百万円
立体自走式	約 1, 206台	約 529百万円
計	約 1, 587台	約 602百万円

別表2

令和7年度当初管理運営箇所

設置・管理運営施設

	市区町村数	箇所数	規模(台)		
			自転車	バイク	合計
全国	86市 3区 6町	673	355,461	38,894	394,355
うち首都圏	40市 3区 1町	355	198,748	17,148	215,896
うち中部圏	16市 1町	54	35,293	2,683	37,976
うち近畿圏	30市 4町	264	121,420	19,063	140,483

貸与施設

	市区町村数	箇所数	規模(台)		
			自転車	バイク	合計
全国	1市	2	1,778	0	1,778

自転車駐車場等管理業務受託施設(指定管理者等)

	市区町村数	箇所数	規模(台)		
			自転車	バイク	合計
全国	13市 1区 1町	79	47,510	2,720	50,230
うち首都圏	8市 1区	65	39,692	1,295	40,987
うち中部圏	2市	7	3,509	526	4,035
うち近畿圏	3市 1町	7	4,309	899	5,208

撤去自転車等保管返還業務受託施設

	市区町村数	箇所数	規模(台)
全国	3市	3	842